

令和 8 年第 3 回姫路市議会定例会（未定稿）

令和 8 年 9 月 11 日（金）

○大西陽介議員（登壇）

日本維新の会、大西陽介です。

通告に基づき、地域猫活動並びに新動物愛護施設について質疑質問をいたします。

私は、平成 29 年 12 月 6 日に付託し、同年 12 月 18 日に厚生委員会において全会一致で可決されました犬猫殺処分ゼロへの取組について、請願者と協力し紹介議員となり、各会派へ賛同いただけますよう奔走しました。

参考として、日本維新の会参議院議員、串田誠一議員も、国会において「動物はモノじゃない」と犬猫殺処分ゼロを提言されております。

また、当時は地域猫活動をされていたボランティアの方が自腹で年間 40 万円から 50 万円をかけて不妊去勢手術費用を負担されており、請願者から、姫路市においても全国的に広がっている行政による補助金が受けられるようにと要望され、協力いたしました。

その後、補助金が出ることになり、現在も継続されており、子猫の保護数もこの約 10 年で 10 分の 1 に減ったとのこと。

地域猫活動とは、皆さんご存じだと思いますが、もともと野良猫問題を減らすために地域全体で猫を管理していく取組のことです。

多くの自治体では次のように説明されています。飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行って繁殖を止め、その上で地域住民の合意の下、餌やトイレ、周辺の清掃などルールを決めて行き、一代限りでその猫たちの命を見守る活動のことです。単なる餌やりではなく、増えないように手術をし、ふん尿や鳴き声などの被害を減らしながら、人と猫が共存できる環境をつくることが目的です。手術済みの印として、耳先を桜の花びらにカットした「さくらねこ」にすることも知られてきました。

また、法律上の基本的な位置づけとしては、動物愛護法との関係として、日本では、猫は、動物の愛護及び管理に関する法律で守られている愛護動物とされており、野良猫や地域猫であっても、みだりに殺したり傷つけたりすることは犯罪になります。

一方で、地域猫活動そのものを直接規定した専用の法律はありません。国の動物愛護管理基本指針の中で、飼い主のいない猫への適切な管理や不妊去勢などの取組の 1 つ

として位置づけられているというイメージだけです。

環境省や多くの自治体は、地域猫活動を野良猫問題を減らすための有効な手段として推進していますが、やりなさいと義務づけているわけではありません。つまり、地域猫活動は、法令に反しない範囲であれば、範囲内で行われる任意のボランティア活動で、行うかどうかは地域と住民の合意次第という扱いです。

先日、保護猫譲渡会関連のフェアに参加し、特定非営利活動法人どうぶつ弁護団の理事をされている弁護士と姫路地域を担当している弁護士から、犬や猫の虐待等について説明を受け、犬や猫を捨てることも動物愛護法違反になるので、譲渡会をされている団体や動物管理センターに相談するよう周知徹底してほしいと提言されました。

また、本年 8 月 6 日に会派視察として、前橋市の動物愛護管理センター、愛称まえばしっぽに行ってきました。獣医師自らセンター内を案内していただき、丁寧な説明を受け、非常に参考になりました。

当施設は令和 8 年 4 月 28 日にオープンしたばかりで、室内も明るく開放的で、臭い等もなく衛生的で、そのコンセプトとして、1、動物に優しい施設、2、ボランティアとの協働、3、教育・情報の発信を掲げ、ボランティア団体も登録制にしており、現時点で 11 団体が加盟し、常に連絡を取り合っているとのことでした。

特に、犬猫譲渡事業として譲渡決定までに各ステップがあり、それに従ってもらうことが条件になっていました。

その条件の一部を抜粋しますと、ステップ 1、譲渡対象者要件に適合しているかどうかとして県内在住者であること。65 歳以下の成人であること。ステップ 2、飼い主の遵守事項を守れるかどうかとして、雄、雌関係なく去勢または不妊手術を実施すること。猫は完全に室内で飼うこと。ステップ 3、譲渡講習会の申込み。原則、毎月 1 回日曜日と平日毎週火曜日、猫の譲渡講習会を開催。ステップ 4、譲渡申込書類の提出。マイナンバーカードや運転免許証等による本人の確認。ステップ 5、譲渡講習会の受講。犬猫の飼い方や法律や条令について講習会、受けていただく。ステップ 6、譲渡対象者と犬猫が直接対面して相性を確認する。ステップ 7、譲渡する動物の決定・譲渡申請手続。ステップ 8、譲渡後の飼育状況報告書の提出。譲渡後 6 か月以内に飼育状況報告書を提出。

以上の各ステップをクリアすることが譲渡の条件になっており、特にステップ 5 の講習会の受講とステップ 8

の譲渡後の飼育状況報告書を提出について、画期的な取組であると思いました。まさに施設のコンセプトの1番目に掲げている動物に優しい施設であることを実感しました。

令和7年度より各議員も質問されている、現在進行中の市川ふれあい緑地に新設される新動物愛護施設に期待が集まっております。

そこで質問します。

整備スケジュールとして、令和7年度に基本設計が終了し、令和8年度実施設計となり、令和9年から10年度に建築工事、令和10年度中に移転、供用開始と確認しましたが、最新の進捗状況は遅れることなく順調に進んでいるのかお知らせください。

よろしくお願いします。

○西本眞造議長

清元市長。

○清元秀泰市長

ご質問ありがとうございます。

新動物愛護施設の整備スケジュールについてお答えいたします。

新動物愛護施設の整備につきましては、昨年度に基本設計、今年度は実施設計を行い、今後、令和9年度から10年度にかけて新築工事を実施した上で、令和10年度中の竣工・供用開始に向け、取組を進めているところでございます。

また、施設の設計に当たりましては、開業獣医師や動物愛護推進員、動物保護活動の専門家等で構成する姫路市動物愛護管理に関するワーキンググループを令和7年5月に設置し、施設の機能や設備といったハード面はもちろんのこと、市民の皆様向けの啓発事業など、ソフト面の取組についても検討を進めております。

市民の皆様にも愛される施設となるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

31番 大西陽介議員。

○大西陽介議員

決まってるかどうか分からないんですけども、新動物愛護施設のコンセプトが決まってるようであればお知らせください。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

新動物愛護施設のコンセプトについてであります。狂犬病・マダニ・トキソプラズマなど、人獣共通感染症拡大予防を目的とする従来の動物管理センターでの公衆衛生上の犬猫の収容・処置を中心とした内容に加え、動物愛護管理法の趣旨に基づいた「全ての人と動物に健康と福祉を」を基本的な考え方として、動物愛護の普及・啓発及び人と動物の共生を推進する拠点として転換するものです。

具体的には、犬の譲渡促進やしつけ教室に活用できる全天候型の屋内運動場、猫の習性に配慮したモデル猫部屋、収容動物の飼養管理に必要な飼育室、治療等を行うための設備などを整備する予定でございます。

以上でございます。

○西本眞造議長

31番 大西陽介議員。

○大西陽介議員

前橋と同じようにですね、動物に優しいというところもやっぱりぜひ入れていただきたいと思います。

次に、運営方法についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

新動物愛護施設の運営につきましては、市民向けのしつけ方教室や講習会、動物愛護団体や動物愛護推進員等と連携した啓発イベント等を新たに実施するなど、市民の皆様にも動物愛護を身近に感じてもらえる運営を目指します。

また、ホームページ等を活用したイベント情報の発信、譲渡後の「幸せエピソード」の紹介をするほか、2次元コードを活用した譲渡申請の案内など情報発信の充実にも取り組み、収容動物の譲渡促進につなげてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

31番 大西陽介議員。

○大西陽介議員

譲渡するに当たっていろいろ制度があったと思います。制限とかですね。

その辺りは制度とか条件ってどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

本市の譲渡制度についてであります。議員お示しの前橋市における譲渡制度については承知しており、現在、本市においても同様の手順による譲渡制度を実施しております。

特に本市では、譲渡希望者の要望に合わせて随時個別に対応することで、より確実に譲渡機会を創出し、譲渡の推進に努めております。

また、正式譲渡前に一定期間、譲渡先の新しい環境とともに生活を試すトライアル制度を設けております。これにより、例えば先住犬や先住猫との相性を事前に確認していただくことで、最期まで大切に飼育してもらうことへつなげる制度となっております。

正式譲渡の際には、適正な飼養環境、繁殖制限対策の実施、特に猫については完全室内飼育を誓約していただくとともに、必要に応じて飼育状況の確認も実施しております。

引き続き、よりよい譲渡制度の運用と譲渡推進に努めてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

31 番 大西陽介議員。

○大西陽介議員

今も取り組んでいらっしゃると思うんですけども、例えば、年取った老いた犬、猫についても最後まで責任を見たいなを、前橋もやってみましたけども、姫路もやってみて聞いてます。その辺りも同じように引き続きやってもらえるのでしょうか。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

老犬の介護及びペットロス対策につきましては、平成29年度から姫路市動物愛護推進員の協力の下、「いきいきシニアドッグライフ」と題し、犬の老い支度について学ぶ講習会を開催しております。

講習会では、老犬の健康管理や介護方法について、食事の工夫、マッサージ、歯磨き、脳トレなどを紹介するとともに、飼い主が犬の老いに備え、最期まで責任を持って適

正に飼育することの大切さについて啓発しております。

こうした活動を通じて、老犬の介護に関する知識の普及や飼い主の心構えについて啓発を図り、人と動物がよりよく暮らせる環境づくりに努めております。

以上でございます。

○西本眞造議長

31 番 大西陽介議員。

○大西陽介議員

前橋も愛称があるって、まえばしっぽってつけてるんですけども、愛称募集なんかも考えていらっしゃるのでしょうか。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

新動物愛護施設の愛称につきましては、動物愛護の普及啓発に資するとともに、市民に親しまれ、呼びやすいものとするのが重要でございます。

本年度中には、動物愛護管理に関するワーキンググループの委員等から愛称の候補を募り、協議・検討を行った上で、数点程度に絞り込む予定であります。その後、令和9年度末に市民投票を実施し、愛称を決定したいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

31 番 大西陽介議員。

○大西陽介議員

ありがとうございます。

ぜひ、いい名前をつけれるように期待したいと思います。

最後に、実は6月7日に灘市民センターで行われた猫の譲渡会っていうのに行ってきました。

そこでやっぱりボランティアの方とか直接いろいろ意見もいただいて、で、6月20日にはですね、賢明女学院で譲渡会がありまして、それにも招かれて行ってきたんですけど。

賢明の場合はですね、賢明女学院のほうから譲渡会しませんかってお誘いがあったらしいんです。その理由としてはやっぱり命の大切さをやっぱり学生さんに知ってもらいたいっていうのがあったということで。

実際そういう新しい施設もですね、やっぱり命の大切さというのを伝えるような施設になると思ってよろしいで

しょうか。

○西本真造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、そのような、市民に愛されるような形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

31 番 大西陽介議員。

○大西陽介議員

皆さん、すごい期待値が高い施設になってますので、ぜひ皆さん、頑張っているものつくってほしいと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○西本真造議長

以上で、大西陽介議員の質疑・質問を終了します。